

中間連結財務諸表

前中間連結会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）の中間連結財務諸表は証券取引法第193条の2の規定に基づき、また、当中間連結会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）の中間連結財務諸表は金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、あすさ監査法人の監査を受けております。

中間連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	平成18年度中間期末 (平成18年9月30日)	平成19年度中間期末 (平成19年9月30日)
(資産の部)		
現金預け金	12,574	26,204
コールローン及び買入手形	-	26,400
商品有価証券	221	681
金銭の信託	1,486	1,480
有価証券	163,006	158,728
貸出金	691,273	683,317
外国為替	2,111	1,738
その他資産	7,917	9,521
有形固定資産	27,475	26,600
無形固定資産	805	1,004
繰延税金資産	9,022	9,394
支払承諾見返	6,681	5,848
貸倒引当金	△ 22,301	△ 22,360
資産の部合計	900,275	928,560
(負債の部)		
預金	821,188	847,003
譲渡性預金	-	4,000
コールマネー及び売渡手形	600	-
債券貸借取引受入担保金	2,140	-
借入金	8,837	8,313
外国為替	0	0
社債	-	4,300
その他負債	4,113	4,651
賞与引当金	675	594
退職給付引当金	5,229	5,293
役員退職慰労引当金	-	385
預金払戻損失引当金	-	160
再評価に係る繰延税金負債	3,142	2,970
負ののれん	316	299
支払承諾	6,681	5,848
負債の部合計	852,923	883,820
(純資産の部)		
資本金	12,044	12,044
資本剰余金	9,251	9,251
利益剰余金	20,910	20,562
自己株式	△ 51	△ 59
株主資本合計	42,154	41,798
その他有価証券評価差額金	△ 151	△ 2,135
繰延ヘッジ損益	△ 0	△ 0
土地再評価差額金	3,992	3,738
評価・換算差額等合計	3,840	1,603
少数株主持分	1,356	1,337
純資産の部合計	47,351	44,740
負債及び純資産の部合計	900,275	928,560

中間連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	平成18年度中間期 (平成18年4月1日から 平成18年9月30日まで)	平成19年度中間期 (平成19年4月1日から 平成19年9月30日まで)
経常収益	18,710	15,125
資金運用収益	10,106	10,107
(うち貸出金利息)	(8,857)	(8,784)
(うち有価証券利息配当金)	(1,131)	(1,181)
役務取引等収益	1,426	1,407
その他業務収益	3,393	3,131
その他経常収益	3,783	477
経常費用	16,757	13,889
資金調達費用	623	1,322
(うち預金利息)	(441)	(1,252)
役務取引等費用	1,205	1,127
その他業務費用	2,948	2,974
営業経費	7,497	7,443
その他経常費用	4,482	1,022
経常利益	1,952	1,235
特別利益	28	42
特別損失	58	948
税金等調整前中間純利益	1,922	330
法人税、住民税及び事業税	106	70
過年度法人税、住民税及び事業税	81	-
法人税等調整額	1,152	△ 58
少数株主利益	21	66
中間純利益	560	251

中間連結株主資本等変動計算書 (平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)

(単位: 百万円)

	株主資本					評価・換算差額等				少数株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
直前連結会計年度末残高	12,044	9,251	20,313	△ 54	41,554	△ 674	0	3,992	3,318	1,280	46,152
中間連結会計期間中の変動額	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
新株の発行	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
剰余金の配当	-	-	△ 255	-	△ 255	-	-	-	-	-	△ 255
中間純利益	-	-	251	-	251	-	-	-	-	-	251
自己株式の取得	-	-	-	△ 5	△ 5	-	-	-	-	-	△ 5
自己株式の処分	-	-	△ 0	0	0	-	-	-	-	-	0
土地再評価差額金の取崩	-	-	253	-	253	-	-	-	-	-	253
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)	-	-	-	-	-	△ 1,460	△ 0	△ 253	△ 1,714	57	△ 1,657
中間連結会計期間中の変動額合計	-	-	249	△ 4	244	△ 1,460	△ 0	△ 253	△ 1,714	57	△ 1,412
中間連結会計期間末残高	12,044	9,251	20,562	△ 59	41,798	△ 2,135	△ 0	3,738	1,603	1,337	44,740

中間連結キャッシュ・フロー計算書 (単位: 百万円)

科 目	平成18年度中間期 (平成18年4月1日から 平成18年9月30日まで)	平成19年度中間期 (平成19年4月1日から 平成19年9月30日まで)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	1,922	330
減価償却費	2,031	2,028
減損損失	22	404
負ののれん償却額	△ 8	△ 8
貸倒引当金の増加額	△ 1,715	△ 1,639
賞与引当金の増加額	2	2
退職給付引当金の増加額	199	△ 18
役員退職慰労引当金の増加額	-	385
預金払戻損失引当金の増加額	-	160
資金運用収益	△ 10,106	△ 10,107
資金調達費用	623	1,322
有価証券関係損益(△)	△ 3,859	△ 540
金銭の信託の運用損益(△)	△ 13	△ 7
為替差損益(△)	0	0
固定資産処分損益(△)	10	3
商品有価証券の純増(△)減	△ 579	△ 382
貸出金の純増(△)減	18,673	2,600
預金の純増減(△)	△ 30,827	11,394
譲渡性預金の純増減(△)	-	2,000
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減(△)	479	△ 337
預け金(日銀預け金を除く)の純増(△)減	227	△ 10,105
コールマネー等の純増減(△)	-	△ 6,400
コールマネー等の純増減(△)	△ 5,000	-
債券貸借取引受入担保金の純増減(△)	△ 15,830	△ 2,178
外国為替(資産)の純増(△)減	△ 449	700
外国為替(負債)の純増減(△)	△ 2	△ 3
資金運用による収入	9,857	10,174
資金調達による支出	△ 454	△ 781
その他	△ 842	△ 765
小計	△ 34,480	△ 1,771
法人税等の支払額	△ 1,541	△ 1,045
営業活動によるキャッシュ・フロー	△ 36,022	△ 2,817
II 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△ 40,872	△ 91,395
有価証券の売却による収入	42,838	79,961
有価証券の償還による収入	4,438	4,914
有形固定資産の取得による支出	△ 1,793	△ 1,851
無形固定資産の取得による支出	△ 173	△ 322
有形固定資産の売却による収入	271	201
無形固定資産の売却による収入	3	0
投資活動によるキャッシュ・フロー	4,711	△ 8,491
III 財務活動によるキャッシュ・フロー		
劣後特約付社債の発行による収入	-	4,300
配当金支払額	△ 358	△ 255
少数株主への配当金支払額	△ 2	△ 2
自己株式の取得による支出	△ 10	△ 5
自己株式の売却による収入	0	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 369	4,037
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	0	△ 0
V 現金及び現金同等物の増加額	△ 31,679	△ 7,271
VI 現金及び現金同等物の期首残高	43,498	22,586
VII 現金及び現金同等物の中間期末残高	11,818	15,315

平成19年度中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項
 - (1) 連結子会社 3社
 (株)高銀ビジネス、オーシャンリース(株)、(株)高知カード
 - (2) 非連結子会社
 該当ありません。
2. 持分法の適用に関する事項
 該当ありません。
3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項
 - (1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。
 9月末日 3社
4. 会計処理基準に関する事項
 - (1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法
 商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。
 - (2) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。
 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
 - (ロ) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
 - (3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
 デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
 - (4) 減価償却の方法
 - ① 有形固定資産
 当行の有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。
 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
 建物：39年～47年
 動産：5年～6年
 連結子会社の有形固定資産については、主としてリース契約期間を償却年数とし、リース契約期間満了時に見込まれるリース資産の処分価額を残存価額とする定額法により償却しております。
 (会計方針の変更)
 平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、経常利益及び税金等調整前中間純利益は、従来の方法によった場合に比べ16百万円減少しております。
 (追加情報)
 当中間連結会計期間より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した連結会計年度の翌連結会計年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。これにより、経常利益及び税金等調整前中間純利益は、従来の方法によった場合に比べ17百万円減少しております。
 - ② 無形固定資産
 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
 - (5) 繰延資産の処理方法
 社債発行費は資産として計上し、社債の償還期間にわたり定額法により償却しております。
 - (6) 貸倒引当金の計上基準
 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。

なお、破綻懸念先の債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。

連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

- (7) 賞与引当金の計上基準
 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。
- (8) 退職給付引当金の計上基準
 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当中間連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。
 過去勤務債務：発生年度に一括損益処理
 数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日翌連結会計年度から損益処理
 なお、会計基準変更時差異(6,151百万円)については、10年による按分額を費用処理することとし、当中間連結会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。
 ただし、平成14年度に厚生年金基金の代行部分返上を行ったため、当中間連結会計期間の費用処理額は128百万円となっております。
- (9) 役員退職慰労引当金の計上基準
 役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を役員退職慰労引当金として計上しております。
 (会計方針の変更)
 従来、役員退職慰労金は、支出時に費用処理をしておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日)が平成19年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることに伴い、当中間連結会計期間から同報告を適用しております。これにより、従来の方法に比べ、営業経費は29百万円、特別損失は355百万円それぞれ増加し、経常利益は29百万円、税金等調整前中間純利益は385百万円それぞれ減少しております。
- (10) 預金払戻損失引当金の計上基準
 負債計上を中止した預金の預金者からの将来の払戻請求に備えるため、過去の払戻実績に基づき、必要額を計上しております。

(会計方針の変更)

従来、負債計上を中止した預金の預金者からの払戻請求に対しましては、払戻時に費用として処理していましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日)が平成19年4月1日以降開始する連結会計年度から適用されることに伴い、当中間連結会計期間から同報告を適用し、負債計上を中止した預金の預金者からの将来の払戻請求に備えるため、過去の払戻実績に基づき、必要額を預金払戻損失引当金として計上しております。これにより、従来の方針に比べその他経常費用は15百万円、特別損失は145百万円それぞれ増加し、経常利益は15百万円、税金等調整前中間純利益は160百万円それぞれ減少しております。

(11) 外貨建資産・負債の換算基準

当行の外貨建資産・負債については、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(12) リース取引の処理方法

当行及び連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

(13) 重要なヘッジ会計の方法

(イ) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

(14) 消費税等の会計処理

当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(15) 税効果会計に関する事項

中間連結会計期間に係る納付税額及び法人税等調整額は、当行及び連結子会社の決算期において予定している剰余金の処分による特別償却準備金の積立及び取崩しを前提として、当中間連結会計期間に係る金額を計算しております。

5. 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

平成19年度中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

(金融商品に関する会計基準)

「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する連結会計年度及び中間連結会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から改正会計基準及び実務指針を適用しております。

平成19年度中間期注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

1. 貸出金のうち、破綻先債権額は2,539百万円、延滞債権額は48,594百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97

号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

2. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は該当ありません。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は7,581百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

4. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は58,715百万円であります。

なお、上記1.から4.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

5. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、14,181百万円であります。

6. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	9,132百万円
その他資産	371百万円
担保資産に対応する債務	
預金	875百万円
借入金	3,018百万円
その他負債	90百万円

上記のほか、為替決済取引の担保として、有価証券16,736百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金等は1,158百万円であります。

7. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、114,501百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが113,561百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了したものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

8. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成11年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に基づいて、奥

行価格補正等合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間連結会計期間末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 4,692百万円

9. 有形固定資産の減価償却累計額 28,686百万円
10. 有形固定資産の圧縮記帳額 858百万円
(当中間連結会計期間圧縮記帳額 -1百万円)
11. 社債は、劣後特約付社債であります。
12. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は550百万円であります。

(中間連結損益計算書関係)

1. その他経常費用には、貸出金償却21百万円、貸倒引当金繰入額592百万円及び株式等償却3百万円を含んでおります。
2. 特別損失には、減損損失404百万円、固定資産処分損43百万円、役員退職慰労引当金繰入額355百万円及び預金払戻損失引当金繰入額145百万円を含んでおります。

なお、減損損失の内容は以下のとおりであります。

地域	主な用途	種類	減損損失
高知県内	営業店舗	土地	259百万円
		建物	10百万円
愛媛県内	営業店舗	土地	119百万円
		建物	15百万円

当行の資産のグルーピングについては、稼動資産は管理会計上において継続的な収支の把握を行っている単位である各営業店舗とし、また遊休資産等(売却・廃止予定店舗を含む)については各資産としております。

当中間連結会計期間において、継続的な地価の下落等により投資額の回収が見込めなくなったことに伴い、その帳簿価額を回収可能額まで減額し、404百万円の減損損失を特別損失に計上しております。

回収可能価額の算定は、正味売却価額と使用価値のいずれか高い方としており、正味売却価額による場合は、資産の重要性を勘案し不動産鑑定評価等に基づく評価から処分費用見込み額を控除して、使用価値による場合は将来キャッシュ・フローを4%で割り引いて、それぞれ算定しております。

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

当中間連結会計期間(自平成19年4月1日至平成19年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位:千株)

発行済株式	前連結会計年		当中間連結会計		当中間連結会計		摘要
	期末株式数	期間増加株式数	期間減少株式数	期末株式数	期末株式数		
普通株式	102,448	-	-	102,448			
合計	102,448	-	-	102,448			
自己株式							
普通株式	176	25	2	199	(注)		
合計	176	25	2	199			

(注) 自己株式における普通株式の増加株式数25千株は、単元未満株式の買取による増加であり、減少株式数2千株は、買増請求に対応したものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当する事項はありません。

3. 配当に関する事項

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり の金額(円)	基準日	効力発生日
平成19年6月27日 定時株主総会	普通株式	255	2.5	平成19年 3月31日	平成19年 6月28日

基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の 原資	1株当たり の金額(円)	基準日	効力 発生日
平成19年 11月20日 取締役会	普通株式	255	利益 剰余金	2.5	平成19年 9月30日	平成19年 12月7日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

平成19年9月30日現在	
現金預け金勘定	26,204百万円
普通預け金	△ 469百万円
定期預け金	△ 333百万円
譲渡性預け金	△ 10,000百万円
その他預け金	△ 86百万円
現金及び現金同等物	15,315百万円

(リース取引関係)

1. 借手側

- (1) リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引
- ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額

取得価額相当額	
動産	6百万円
その他	36百万円
合計	43百万円
減価償却累計額相当額	
動産	4百万円
その他	28百万円
合計	32百万円
減損損失累計額相当額	
動産	-1百万円
その他	-1百万円
合計	-1百万円

中間連結会計期間末残高相当額

動産	1百万円
その他	8百万円
合計	10百万円

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料当中間連結会計期間末残高が有形固定資産の中間連結会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。

未経過リース料当中間連結会計期間末残高相当額	
1年内	7百万円
1年超	2百万円
合計	10百万円

(注) 未経過リース料当中間連結会計期間末残高相当額は、未経過リース料当中間連結会計期間末残高が有形固定資産の当中間連結会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。

・リース資産減損勘定の中間連結会計期間末残高	-1百万円
・支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失	
支払リース料	3百万円
リース資産減損勘定の取崩額	-1百万円
減価償却費相当額	3百万円
減損損失	-1百万円
・減価償却費相当額の算定方法	
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	

- (2) オペレーティング・リース取引

該当ありません。

2. 貸手側

- (1) リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

・リース物件の取得価額、減価償却累計額、減損損失累計額及び中間連結会計期間末残高	
取得価額	
動産	23,536百万円
その他	1,611百万円
合計	25,147百万円

減価償却累計額	
動産	15,946百万円
その他	1,039百万円
合計	16,986百万円
減損損失累計額	
動産	-百万円
その他	-百万円
合計	-百万円
中間連結会計期間末残高	
動産	7,589百万円
その他	572百万円
合計	8,161百万円
・未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額	
1年内	3,099百万円
1年超	5,903百万円
合計	9,003百万円
(注) 未経過リース料当中間連結会計期間末残高相当額は、未経過リース料及び見積残存価額残高の合計額の当中間連結会計期間末残高が営業債権の当中間連結会計期間末残高等に占める割合が低いため、受取利子込み法によっております。	
・リース資産減損勘定の中間連結会計期間末残高	-百万円
・受取リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費及び減損損失	
受取リース料	1,777百万円
リース資産減損勘定の取崩額	-百万円
減価償却費	1,520百万円
減損損失	-百万円
(2) オペレーティング・リース取引	
該当ありません。	

(1株当たり情報)

	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)
1株当たり純資産額	424.48円
1株当たり中間純利益	2.45円
(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は次のとおりであります。	
	当中間連結会計期間末 平成19年9月30日
純資産の部の合計額	44,740百万円
純資産の部の合計額から控除する金額 (うち少数株主持分)	1,337百万円
普通株式に係る中間期末の純資産額	43,402百万円
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末の普通株式の数	102,248千株
2. 1株当たり中間純利益の算定上の基礎は次のとおりであります。	
	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)
1株当たり中間純利益	
中間純利益	251百万円
普通株式に係る中間純利益	251百万円
普通株式の中間期中平均株式数	102,260千株
3. なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式がないので記載しておりません。	